

令和 3 年 9 月 30 日

保護者 様

県立龍野高等学校  
校長 前田 達也

### 緊急事態宣言解除後の対応について

秋晴の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本県に8月20日に発出されていた緊急事態宣言が9月末をもって解除されることとなりました。しかしながら、緊急事態宣言は解除されたものの、感染が収束したわけではありません。第6波も想定されておりますので、学校におきましては、熱中症対策を講じながら、引き続き、感染拡大防止に向けて、日々の健康観察をはじめ、手洗い・手指消毒の励行、消毒液の設置、換気、マスクの着用など継続して感染防止対策に取り組んでいきます。

今後とも引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、生徒、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 学校生活等について

生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を含む）があったり、PCR検査を受けている方がいる場合も、登校させないでください。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

また、生徒、保護者、同居家族の方等が新型コロナウイルス感染者や検査受検者となった場合、また感染の疑いがあると保健所等から指定を受けた場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。もし、休日において学校へ連絡がつかない場合、下記の緊急連絡用のメールへ連絡をお願いします。

メールアドレス：tatsuno.hs03@gmail.com

※必ず、学年、クラス、生徒名前、連絡先を記載してください。

#### 2 部活動について

十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。

活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。

県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）までは見合わせます。その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。

#### 3 心のケアについて

学習や健康、進路等について不安や相談のある生徒について、学級担任等へ遠慮なく連絡をお願いします。スクールカウンセラーによるカウンセリングも可能ですので、希望される場合は、学級担任等へ連絡をお願いします。また「ひょうごっ子SNS悩み相談」や「ひょうごっ子悩み相談（電話相談・24時間受付 電話0120-0-78310）」もご利用ください。